

（目的）

第1条 この要綱は、市民意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な施策及び広く市民に重要な影響を及ぼす計画等（以下「施策等」という。）の意思決定過程において、市民等への公表及び市民等の意見の反映を図り、もって、公正でより開かれた市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民意見公募手続 市の施策等の立案過程において、策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- （2）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （3）市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ その他実施機関が行う施策等に利害関係を有するもの

（市民意見公募手続の対象）

第3条 市民意見公募手続の対象は、次に掲げる施策等とする。

- （1）市の総合計画、基本的な計画、基本方針等の策定又は改廃
- （2）市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- （3）市民等の生活及び事業活動に影響を与える条例等の制定又は改廃
- （4）その他実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見公募手続の対象としないことができる。

- （1）実施機関に裁量の余地がないもの
- （2）実施機関が緊急を要すると認めるもの
- （3）実施機関が軽微な変更と認めるもの
- （4）地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定によりされた請求によるもの

（施策等の公表等）

第5条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、事前に市広報及び市ホームページで市民意見公募手続の実施を予告した上で、意思決定前の適切な時期にその案を公表しなければならない。この場合において、実施機関は当該公表の内容について、市長に報告するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- （1）施策等の案を作成した趣旨、目的、内容等
 - （2）施策等を立案する際の実施機関の考え方及び論点
 - （3）市民等が当該施策等の案を理解するために必要な関係資料
- （公表方法）

第6条 実施機関は、前条の規定により施策等の案を公表しようとするときは、次のいずれか複数の方法で広く市民等に公表しなければならない。

- （1）実施機関の窓口での閲覧及び配布
- （2）市広報への掲載
- （3）市ホームページへの掲載

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、施策等の公表の日から14日以上意見提出期間を設けるものとする。

2 意見等の提出方法は次に掲げるとおりとする。

- （1）実施機関が指定する場所への書面の提出
- （2）郵送等による書面の提出
- （3）インターネットを利用した提出（市が指定する方法によるものに限る。）
- （4）その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名又は事業所名若しくは団体名を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、施策等の意思決定を行う際には、提出された意見等を考慮しなければならない。

（意見等の公表等）

第9条 実施機関は、意思決定を行った場合は、市民等から提出のあった意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに案を修正したときは、その修正した内容を公表しなければならない。ただし、福生市情報公開条例(平成13年条例第30号)第7条各号に規定する非公開情報に該当するおそれのある情報については、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、提出のあった意見等に代えて、当該意見等を整理又は要約したものを公表することができる。

3 公表は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(他の手続との調整)

第10条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置した附属機関その他実施機関が設置した附属機関に準ずる機関がこの要綱に基づき市民意見公募手続を実施した場合は、実施機関は、市民意見公募手続を実施しないで施策等の意思決定をすることができる。

2 法令等により縦覧等が義務付けられている施策等の策定にあつては、市民意見公募手続と同等の効果を有すると認められる場合は、市民意見公募手続を実施しないことができる。

(一覧表の作成)

第11条 市長は、市民意見公募手続を実施している施策等の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載等により、市民等に情報提供しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
